

① 件名						
町内会等が行う側溝清掃活動への支援について						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）						
<p><b>【背景】</b> 地域における快適な生活環境の保全と清潔なまちづくりを推進するため、町内会等が自主活動として行う側溝清掃に対し、「石巻市側溝清掃助成金交付要綱」の規定により、市は消耗品（土のう袋）の助成と清掃後の汚泥収集運搬処分など、側面的な支援を行っている。</p> <p>しかし、近年は側溝清掃活動参加者の高齢化もあり、参加者の減少や作業の危険性が危惧され、地域における自主活動としての側溝清掃を維持することが難しくなっている状況にあり、町内会等から新たな支援を求められている。</p> <p><b>【目的】</b> 町内会等が行う側溝清掃に対して報奨金を支給し、地域における自主活動としての側溝清掃活動維持の一助とするもの。</p>						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性						
<p><b>【根拠法令】</b> 石巻市側溝清掃助成金交付要綱</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市総合計画実施計画 第5章 心ゆたかな誇れるまち 第2節 身近な自然や生活環境を守る 2 生活環境を保全する</p>						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）						
平成28年3月～ 石巻市環境美化推進協議会及び石巻市公衆衛生団体連合会における総会並びに役員会等の会議において、側溝清掃活動に対する新たな支援について要望があった。						
⑤ 主な内容						
<p><b>【石巻市側溝清掃報奨金交付要綱の制定】</b> 要綱の主な内容</p> <table border="0"><tr><td>(1) 交付対象者</td><td>市内の町内会等</td></tr><tr><td>(2) 交付対象事業</td><td>交付対象者が実施する側溝清掃</td></tr><tr><td>(3) 報奨金の額</td><td>側溝清掃1回当たり5,000円 対象団体ごとに1年度で1万円を限度</td></tr></table>	(1) 交付対象者	市内の町内会等	(2) 交付対象事業	交付対象者が実施する側溝清掃	(3) 報奨金の額	側溝清掃1回当たり5,000円 対象団体ごとに1年度で1万円を限度
(1) 交付対象者	市内の町内会等					
(2) 交付対象事業	交付対象者が実施する側溝清掃					
(3) 報奨金の額	側溝清掃1回当たり5,000円 対象団体ごとに1年度で1万円を限度					

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 報奨金を交付することで、地域における自主活動としての側溝清掃活動を維持し、併せて快適な生活環境の保全に寄与する。</p> <p>【市財政の負担等】 平成30年度当初予算要求額 100件×5,000円=500,000円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内 岩沼市・・・1回当たり5,000円 対象団体ごとに1年度で2万円を限度 (県内では岩沼市のみ。平成29年4月1日から実施)</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成30年3月 石巻市側溝清掃報奨金交付要綱を制定（平成30年4月1日施行予定）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>側溝清掃作業に対する支援として、市で貸し出しを行っている側溝蓋揚げ機（二人で挟み込み、持ち上げるタイプ）を、より扱いやすい器具（一人で利用できるタイプ）に更新し、貸し出す準備を進めている。</p>